

目次

第1章 立地適正化計画とは	1
1 「立地適正化計画」の策定背景と目的	1
2 「立地適正化計画」のイメージ	1
3 計画の内容	2
4 上位計画及び関連計画におけるまちづくりの方向性	3
第2章 現状及び将来見通しにおける都市構造の分析	6
1 南魚沼市の概況	6
2 人口の現状と将来見通し	7
3 土地利用の変遷	14
4 拠点とネットワークの状況	23
5 都市における暮らしの状況	34
6 都市運営の現状と将来見通し	39
7 災害リスクの状況	42
8 南魚沼市が抱える都市構造上の課題の整理	46
第3章 まちづくりの方針	51
1 まちづくりの方針（ターゲット）の検討	51
2 施策方針（ストーリー）の検討	52
3 誘導方針（ストーリー）の検討	57
第4章 誘導区域及び誘導施設	60
1 都市機能誘導区域と誘導施設の検討	60
2 居住誘導区域の検討	66
第5章 誘導施策	76
1 誘導施策の検討	76
2 低未利用土地利用等指針	84
3 届出制度	86
第6章 防災指針	88
1 防災指針の基本的な考え方	88
2 居住誘導区域における災害リスク分析	89
3 災害リスク分析から見えた防災まちづくり上の地域課題	111
4 防災まちづくり上の地域課題に対するリスク回避・低減策	113
第7章 進行管理	116
1 評価指標及び数値目標の設定	116
2 進行管理	124

用語の定義

■ 市街地

都市計画法によって定められた用途地域の範囲。

■ 都市機能増進施設

都市機能の増進に著しく寄与するもので、居住者の共同の福祉や利便性の向上を図るために必要な施設。

■ 生活サービス施設

都市機能増進施設のうち、日常生活に欠かすことのできない医療・商業・福祉機能を有する施設。

(例 病院、診療所、スーパーマーケット、通所型福祉施設、認定こども園等)

■ 高次都市機能施設

都市機能増進施設のうち、広域的な役割を担う機能を有する施設。

(例 庁舎、高等学校・大学、高次機能を受けられる施設として総合病院や大型スーパーマーケット、社会福祉センターなどセンター機能を有する施設等)